第５章　乗車券類の様式

第１節　通則

（乗車券類の表示事項）

第 183 条　乗車券類の表面には、次の各号に掲げる事項を表示する。

(1) 旅客運賃・料金額（第 66 条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金とをあわせ収受する場合はその合算額）

(2) 有効区間

(3) 有効期間

(4) 発売日付

(5) 発売箇所名

２　前項第３号及び第４号について、元号表示表示のものを西暦表示に、西暦表示のものを元号表示とすることがある。

３　次の各号に掲げる乗車券類にあつては、第１項に規定する表示事項の一部を省略することがある。

(1) 臨時に発売する乗車券類

(2) その他特殊の乗車券類

（この章に規定する乗車券類の様式の変更又は補足等）

第 184 条　この章において規定する乗車券類の様式は、印刷上の形式であつて、それぞれの乗車券類は、相当の事項を印刷するとともに、発売する際に、不足する事項又は印刷する事項を記入式とした事項等については、印章を押し、記載し、切断し、又は入鋏する等の方法によつて補うものとする。

２　乗車券類の様式は、必要によつて、次の各号に定めるところにより変更することがある。

(1) 前条第１項に規定する表示事項

イ　表示事項の一部の裏面表示

ロ　表示事項の配列の変更

(2) 前号以外の様式

イ　乗車券類の寸法の変更

ロ　表示事項の表示箇所、配列又は表示方法の変更

ハ　表示事項の一部の省略又は追加

３　乗車券類の様式で、大人、小児等に共用できる様式のものであつても、専用の様式のものを使用することがある。

４　小児用等の乗車券類は、次の各号に規定する記号を関係券片の表面に影文字等をもって印刷する。

⑴　小児用の乗車券類　「小」

⑵　学生割引用の乗車券（通学定期乗車券を除く。）

イ　旅客鉄道会社線について割引となるもの　「学」

ロ　旅客鉄道会社以外の会社線（以下「連絡会社線」という。）について割引となるもの

「社学」

⑶　割引用の通学定期乗車券

イ　第103条第１号の規定によるもの　「小中」

ロ　第103条第２号の規定によるもの　「高」

⑷　特別車両定期乗車券　「G」

5　普通乗車券と急行券、普通乗車券と特別車両券（急行・特別車両券を含む。）、普通乗車券と寝台券（急行・寝台券を含む。）及び普通乗車券と座席指定券（急行・座席指定券を含む。）とは、それぞれ１枚（連続して１枚としたものを含む。）のものとすることがある。

6　新幹線と新幹線以外の線区を直通して運転する特別急行列車に乗車する場合に発売する特別急行券又は特別車両券については、新幹線の特別急行券又は特別車両券と新幹線以外の線区に対する特別急行券又は特別車両券を１枚のものとすることがある。また、普通乗車券と当該特別急行券又は特別車両券とは１枚のものとすることがある。

7　新幹線ののぞみ号等以外の特別急行列車に乗車する場合に発売する自由席特急券とのぞみ号等に乗車する場合（のぞみ号等とのぞみ号等以外の新幹線の特別急行列車とを乗り継いで乗車する場合を含む。）に発売する特定特急券は、共用のものとすることがある。

8　新幹線の特別急行列車に乗車する場合の自由席特急券又は特定特急券については、東京発着となるものと品川発着となるものを共用のものとすることがある。

第 185 条　削除

（字模様の印刷）

第 186 条　この章に規定する乗車券類には、別に定める場合を除き、表面に次に掲げる字模様を印刷する。

内容省略

（乗車券類の駅名等の表示方）

第 187 条　乗車券類の駅名及び旅客運賃・料金の表示方は、次のとおりとする。

⑴　乗車券の発駅名及び着駅名は、旅客運賃の計算方に従つて表示する。ただし、団体乗車券及び貸切乗車券の乗車区間については、乗車する列車の発駅名及び着駅名を表示する。

⑵　大都市近郊区間内相互発着及び発着区間の営業キロが 100 キロメートル以下の乗車券にあっては、発駅名及び着駅名を略図をもって、また、着駅名を金額をもって表示することがある。

⑶　第 86 条及び第 87 条の規定により旅客運賃を計算する場合の乗車券の駅名は、次の例により表示する。ただし、団体乗車券及び貸切乗車券の行程・料金欄の発駅及び着駅については、実際に乗降する駅名を表示する。

（例）

	（和文）	（英文）
第86条の場合	東京都区内	TŌKYŌ　WARD　AREA
	横浜市内・川崎・鶴見線内 ［「横浜市内・川崎」又は「横浜市内」と表示することがある。］	YOKOHAMA　CITY　ZONE
	大阪市内 ［「大阪市内（南吹田駅、高井田中央駅、ＪＲ河内永和駅、ＪＲ俊徳道駅、ＪＲ長瀬駅及び衣摺加美北駅を含む。）」と表示することがある。］	ŌSAKA　CITY　ZONE
	神戸市内 ［「神戸市内（道場駅を除く。）」と表示することがある。］	KŌBE　CITY　ZONE
	広島市内 ［「広島市内（海田市駅・向洋駅を含む。）」と表示することがある。］	HIROSHIMA　CITY　ZONE
	福岡市内 ［「福岡市内（姪浜駅、下山門駅、今宿駅、九大学研都市駅及び周船寺駅を除く。）」と表示することがある。］	FUKUOKA　CITY　ZONE
第87条の場合	東京山手線内	TŌKYŌ　LOOP　ZONE

(4) 前号本文の規定による駅名の表示は、特別補充券等にあつては「都区内」又は「赤羽」の例により簡記し、又は略図をもつて表示することがある。

(5) 一般式常備普通乗車券及び常備急行券（指定急行券を除く。）にあっては、旅客運賃又は急行料金が２駅以上の着駅又は下車駅に対して同額となる場合は、当該２駅以上を共通の着駅又は下車駅として表示することがある。この場合、着駅名は、「弁天島・新居町ゆき」、「新居

町・弁天島から」、「門司/八幡間ゆき」、「八幡/門司間から」、「高崎・本庄/丹荘間ゆき」又は「本庄/丹荘・高崎間から」の例により、また、下車駅名は「名古屋/岐阜羽島」又は「京都/新神戸」間の例により表示する。

(6) 第 88 条の規定により旅客運賃を計算する場合の乗車券の駅名の表示方は、「新大阪・大阪から」、「大阪・新大阪ゆき」の例により表示する。

(7) 第 184 条第８項の規定により発売する場合の特別急行券の駅名は「東京・品川」の例により表示する。

(8) 乗車券類の表示事項は、英文と併記することがある。この場合、着駅名は「甲　府　ゆ　き／TO　KŌFU」、発着駅名は「東　京／TŌKYŌ ←→ 横　浜／YOKOHAMA」の例により表示する。

(9) 第 57 条の２の規定による場合の急行券の標記は「急行券（乗継）」の例により表示する。

(10) 第 57 条の３第２項第１号の規定による場合の特別急行券の標記は、「Ｂ自由席特急券」の例により「Ｂ」を冠記して表示する。

(11) 第 57 条第１項第１号イの(ニ)の規定による場合の指定席特急券の標記は、「特急券（座席未指定)」の例により表示する。

（旅客運賃・料金の割引等に対する表示）

第 188 条　旅客運賃・料金の割引等を行う乗車券類には、その証として、関係券片の表面（第８号に規定する記号については裏面）に、ゴム印の押なつにより、次の各号に定める記号等の表示を行う。ただし、特に設備する乗車券類、第８号に規定する記号については、これと異なる表示方をし、又はこの表示を省略することがある。

(1) 旅客運賃・料金を割引するもの

イ　第 92 条及び第 107 条第２号の規定による学生割引

(ｲ) 旅客鉄道会社線について割引となるもの



(ﾛ) 連絡会社線について割引となるもの



ロ　第 93 条の規定による被救護者割引

(ｲ) 被救護者用



(ﾛ) 付添人用



ハ　第 74 条の３の規定による臨時特殊割引

(ｲ) 割引率の明らかなもの



(ﾛ) 旅客鉄道会社線と連絡会社線との割引率が異なるもの又はそのいずれか一方に割引の適用がないもの

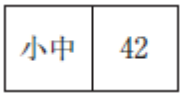


(ﾊ) (ｲ)及び(ﾛ)以外のもの



ニ　第 103 条各号及び第 104 条各号の規定による定期割引

(ｲ) 第 103 条第１号及び第 104 条第１号並びに第２号の規定によるもの



(ﾛ) 第 103 条第２号及び第 104 条第３号の規定によるもの



ホ　第 107 条第１号の規定による学生割引

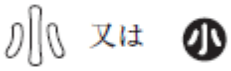


(2) 大人用又は大人小児用の乗車券を小児用とするもの

イ　大人用の乗車券を小児用に代用するもの及び大人小児用の普通回数乗車券を小児に発売するもの



ロ　乗車券類発売機用の大人小児用の乗車券を小児用とするもの



(3) 旅客運賃・料金を後払とするもの



(4) 消費税が免除されるもの



(5) 再交付するもの



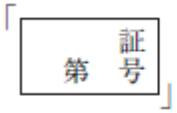
(6) 期間満了前の定期乗車券を回収して、期間の継続する新たな定期乗車券を、その有効期間の開始日前から有効とさせるもの



(7) 普通乗車券、急行券又は特別車両券で有効期間の開始日又は乗車日を発売日後の日とするもの

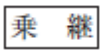
　　月　　日から有効　　ただし、表面に表示しがたいときは裏面に表示し、表面には「〇前」と表示する。

(8) 使用資格者であることの証明書類の携帯を必要とするもの

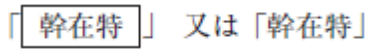


(9) 削除

(10) 第 57 条の２又は第 61 条の２の規定により証明をする乗車券、急行券及び座席指定券に対するもの

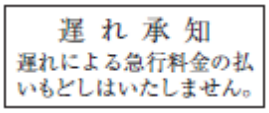


(11) 第 57 条の３第４項の規定により証明する乗車券及び特別急行券に対するもの

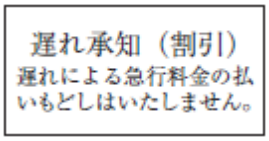


(12) 第 57 条の５第１項の規定により発売する急行券に対するもの

イ　第 57 条の５第１項本文の規定に該当するもの



ロ　第 57 条の５第１項後段の規定に該当するもの



２　常備式の乗車券類に前項第１号、第４号及び第 12 号ロに規定する記号を表示して発売する場合は、当該乗車券類に表示されている旅客運賃・料金額及び有効期間を訂正しない。

第２節～第８節まで内容省略